

議案第 38 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「基づく複数建築物に関する総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請事務」を「よる一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物（2以上の場合は、総合的設計によるものに限る。以下この項において同じ。）に関する特例の認定申請に対する審査」に、「2である」を「1又は2である」に、「、建築物の数が3」を「と、3」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第2項中「基づく複数建築物に関する」を「よる一定の一団の土地の区域内の」に、「総合的設計による特例認定申請事務」を「総合的見地による設計により建築等をする建築物に関する特例の認定申請に対する審査」に、「建築物（既存建築物を除く。）」を「建築等をする建築物」に、「、建築物の数が2」を「と、2」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第3項中「基づく同一敷地内建築物」を「による一敷地内認定建築物」に、「建築認定申請事務」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する審査」に、「同一建築物を除く」を「当該新築に係る一敷地内認定建築物以外の建築物又は当該増築等に係る一敷地内認定建築物に限る」に、「、建築物の数が2」を「と、2」に改め、「超える」の次に「当該」を加え、同条第4項中「基づく複数建築物」を「よる一の敷地とみなすこと等」に、「取消しの申請事務」を「取消申請に対する審査」に、「認定取消し申請」を「申請」に改め、同条第5項中「基づく」を「よる」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積

率、建蔽率」に、「除外に」を「適用除外に」に、「認定申請事務」を「認定申請に対する審査」に、「適用除外認定申請」を「認定申請」に改める。

「

第 16 条第 1 号の表中

その他の場合	
認定	変更
36,800円	18,900円
74,500円	38,200円
104,800円	54,100円
147,500円	76,600円
211,900円	110,800円
303,800円	160,500円
411,500円	219,500円
539,600円	287,100円
633,600円	335,300円
117,900円	59,900円
155,500円	79,500円
194,500円	100,100円
303,000円	160,200円
389,100円	208,300円
465,100円	249,900円
541,700円	292,500円

を

」

「

その他の場合	
申請に係る低炭素建築物新築等計画が、 低炭素化促進法第 54 条第 1 項第 1 号の 規定により定められた簡易な評価方法で あって市長が別に定める方法により評価	左記以外の評価方法により評価されたも のである場合

されたものである場合			
認定	変更	認定	変更
		36,800円	18,900円
35,300円	18,600円	74,500円	38,200円
51,200円	23,700円	104,800円	54,100円
73,600円	39,600円	147,500円	76,600円
111,100円	60,400円	211,900円	110,800円
168,100円	92,700円	303,800円	160,500円
239,500円	133,500円	411,500円	219,500円
309,500円	172,100円	539,600円	287,100円
352,100円	176,000円	633,600円	335,300円
		117,900円	59,900円
		155,500円	79,500円
		194,500円	100,100円
		303,000円	160,200円
		389,100円	208,300円
		465,100円	249,900円
		541,700円	292,500円

」

に改める。

「

その他の場合
36,800円
74,500円
104,800円
147,500円
211,900円
303,800円
411,500円

第20条第1号の表中

539,600円
633,600円
117,900円
155,500円
194,500円
303,000円
389,100円
465,100円
541,700円

を

」

「

その他の場合	
申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
18,700円	36,800円
35,300円	74,500円
51,200円	104,800円
73,600円	147,500円
111,100円	211,900円
168,100円	303,800円
239,500円	411,500円
309,500円	539,600円
352,100円	633,600円
	117,900円

に改める。

	155,500円
	194,500円
	303,000円
	389,100円
	465,100円
	541,700円

」

「

その他の場合	
	18,900円
	38,200円
	54,100円
	76,600円
	110,800円
	160,500円
	219,500円
	287,100円
	335,300円
	59,900円
	79,500円
	100,100円
	160,200円
	208,300円
	249,900円
	292,500円

第21条第1号の表中

を

」

「

その他の場合	
申請に係る建築物エネルギー消費	左記以外の評価方法により評価さ

性能向上計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	れたものである場合	
	9,800円	18,900円
	18,600円	38,200円
	23,700円	54,100円
	39,600円	76,600円
	60,400円	110,800円
	92,700円	160,500円
	133,500円	219,500円
	172,100円	287,100円
	176,000円	335,300円
		59,900円
		79,500円
		100,100円
		160,200円
		208,300円
		249,900円
		292,500円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。